平成２４年（フ）第４４７号
大阪府門真市松葉町６番19号
債務者　宮本　行雄
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９７号
兵庫県姫路市北平野４丁目15番20号　ロイヤルヒルズ203、従前の住所兵庫県姫路市北平野６丁目９番43号
債務者　瀧川　晃司
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４９８号
兵庫県姫路市北平野４丁目15番20号　ロイヤルヒルズ北平野203
債務者　難波　智華
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７５７号
兵庫県高砂市中筋５丁目１番33号、従前の住所兵庫県高砂市高砂町藍屋町1727番地
債務者　先間　大輔
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２５号
兵庫県姫路市御国野町西御着615番地６
債務者　有川　充弘
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５５９号
長崎県長崎市江平２丁目12番７号　池下アパート203号
債務者　山口由美子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６１号
長崎県長崎市椎の木町８番５号
債務者　石橋　良美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６２号
長崎県長崎市豊洋台１丁目24番５号
債務者　野口　　新
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５６３号
長崎県長崎市豊洋台１丁目24番５号
債務者　野口みはる
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５７１号
長崎県長崎市桜馬場２丁目７番８―102号
債務者　有田かおり
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
長崎県長崎市下黒崎町1167番地２
債務者　山本　真也
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
長崎県長崎市東山町９番20号　パークヴィレ・オランダ坂202号室、旧住所長崎県長崎市稲田町19番16号
債務者　友永　　満
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３号
長崎県長崎市長浦町2601番地
債務者　神近　英恵
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１８号
札幌市西区発寒11条２丁目７番18号　メゾンドリプレスファーストステージ102号
債務者　金澤亜紗美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１２１号
札幌市中央区北６条西10丁目５番地９　ミラバ札幌中央208号室、住民票上の住所北海道広尾郡大樹町３条通10番地１
債務者　立花　佑一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４７５号
札幌市北区北37条西３丁目１番35―207号
債務者　土屋　裕太
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５３８号
札幌市中央区北４条西23丁目１番29―201号
債務者　森田　　良
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３６０１号
札幌市中央区南８条西１丁目13番地18　プレサント南８条西１―801号
債務者　工藤　　浩
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部